

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当
るときは、翌
日の翌日)

目 次

- ◇ 告 示 鳥取県土地利用基本計画の変更
土地改良事業計画の変更の適否の決定
解除予定の保安林(三件)
中型まき網漁業に係る許可の申請期間
- ◇ 告 告 火薬類取扱者保安責任者試験の実施
液化石油ガス設備士試験の実施

告 示

鳥取県告示第五百四十一号

鳥取県土地利用基本計画を昭和五十六年五月十五日変更したので、国土利用計画法(昭和四十九年法律第九十二号)第九条第十四項において準用する同条第十三項の規定により公表する。

昭和五十六年六月五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

土地利用基本計画図中森林地域に係る部分を次のとおり変更する。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県企画部土地対策課及び関係市町村国土利用計画担当課に備え置いて一般の閲覧に供する。)

鳥取県告示第五百四十二号

昭和五十五年十月六日付けで鳥取市から申請のあつた土地改良(上野第二地区農道整備)事業計画の変更については、審査した結果適当と認められたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第七項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年六月五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十六年六月六日から二十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第五百四十三号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十六年六月五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡溝口町金屋谷字榊水高原七九三の七四、七九三の七五（以上二筆について、次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び溝口町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第五百四十四号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（

昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十六年六月五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡日野町中菅字瀧山五七六の一四、五七六の一五、五七六の二一から五七六の二三まで、五七六の二六

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路用地とするため

鳥取県告示第五百四十五号

次の保安林を解除予定の保安林にしたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十六年六月五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

岩美郡国府町大字上地字榎保木九七七の一（次の図に示す部分に限る。）、九七六の二、九七九の七、九七九の八

二 保安林として指定された目的

なだれの危険の防止
三 解除の理由

道路用地とするため
〔次の図〕は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び国府町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第五百四十六号

鳥取県海面漁業調整規則(昭和四十年九月鳥取県規則第四十六号)第九
条第二項の規定に基づき、中型まき網漁業に係る許可の申請期間を昭和五
十六年六月五日から同月二十日までと定めたので、同条第三項の規定によ
り告示する。

昭和五十六年六月五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

公 告

火薬類取締法(昭和25年法律第149号)第31条第3項の規定により、甲
種火薬類取扱保安責任者試験及び乙種火薬類取扱保安責任者試験を次のと
おり実施する。

昭和56年6月5日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

1 試験の種類及び試験課目

- (1) 試験の種類
 - ア 甲種火薬類取扱保安責任者試験
 - イ 乙種火薬類取扱保安責任者試験
- (2) 試験課目
 - ア 火薬類取締りに関する法令
 - イ 一般火薬学

2 試験の期日及び場所

- (1) 試験の期日
昭和56年8月3日(月)午前10時から午前12時まで
- (2) 試験の場所
鳥取市及び米子市

3 受験手続

次の書類を鳥取市東町一丁目220番地 鳥取県総務部消防防災課に提出
すること。

- (1) 受験願書
- (2) 履歴書
- (3) 写真
縦6センチメートル、横5センチメートルのものであつて、出願前
6箇月以内に撮影した正面上半身像のものを受験願書の所定の欄には
り付けること。
- (4) 住民票抄本

なお、受験願書及び履歴書は、鳥取県総務部消防防災課及び鳥取県
火災保安協会に備えてある所定の用紙を使用すること。

4 受験手数料及びその納付方法

(1) 受験手数料 3,000円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の所定の欄
にはり付けること。この場合消印しないこと。

5 受験願書の受付期間

昭和56年6月15日(月)から同月30日(火)まで(郵送による場合は、
昭和56年6月30日(火)までの消印のあるものに限る。)

6 受験票

受験願書を受け付けた者には、受験票を交付する。

7 その他

不明な点は鳥取県総務部消防防災課に問い合わせること。

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年法
律第149号。以下「法」という。)第38条の5の規定により、昭和56年度
液化石油ガス設備士試験を次のとおり実施する。

昭和56年6月5日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

1 筆記試験

(1) 試験の日時及び場所

ア 日時 昭和56年9月6日(日)午前10時から午後1時50分まで

イ 場所 倉吉市

(2) 試験の科目

科 目	範 疇	冊
液化石油ガスに関する基礎知識	1 物理及び化学の基礎知識	1
	2 液化石油ガスの物性	2
液化石油ガス設備工事に必要 な機械、器具又は材料(以下「器具等」という。)に関する知識	1 容器及び容器バルブ調整器	1
	2 ガスメーター	2
	3 気化装置	3
	4 配管用材料	4
	5 配管用工具	5
	6 その他の器具等	6
	7	7
配管理論、配管設計及び燃焼理論	1 配管理論	1
	2 供給設備及び消費設備の設計	2
	3 配管図面の作成及び管理	3
	4 給排気設備の構造及び機能	4
液化石油ガス設備工事の施工方法	1 配管用材料及び工具の使用法	1
	2 硬質管の加工及び接続の方法	2
	3 器具等の取付け方法	3

	4 器具等の腐しよく防止の方法
供給設備及び消費設備の検査の方法	1 気密試験の方法 2 漏えい試験の方法
供給設備及び消費設備の保安に関する法令	法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令（昭和43年政令第14号）及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（昭和43年通商産業省令第14号）並びにその他関係法令

2 技能試験

技能試験は、筆記試験の合格者及び筆記試験の免除者に対して実施する。

(1) 試験の日時及び場所

ア 日時 昭和56年10月11日（日）午前10時から

イ 場所 倉吉市

(2) 試験科目

ア 配管用材料及び工具の使用

イ 硬質管の加工及び接続

ウ 器具等の取付け

エ 気密試験の実施

オ 漏えい試験の実施

3 受験手続

次の書類を鳥取市東町一丁目220番地 鳥取県総務部消防防災課へ提出すること。

(1) 受験願書

鳥取県LPガス協会に備付けの所定の用紙によること。

なお、筆記試験の免除を申請する者は、前回の筆記試験に合格した者であることを証明する書類を添付すること。

(2) 写真

受験願書出願前6月以内に脱帽、正面、上半身を撮影した縦6センチメートル、横5センチメートルのものを受験願書の所定の欄にはり付けること。

4 受付期間

昭和56年6月20日（土）から同月30日（火）まで（郵送による場合は、昭和56年6月30日（火）までの消印のあるものに限る。）

5 受験手数料及び納付方法

(1) 受験手数料 9,000円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の所定の欄にはり付けること。この場合、消印しないこと。

6 受験票

筆記試験の受験票は受験願書を提出した者に、技能試験の受験票は筆記試験に合格した者及び筆記試験を免除された者に交付する。

7 その他

不明な点は、鳥取県総務部消防防災課に問い合わせること。